

○門真市附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

第 1 条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

一部改正〔平成27年門真市条例 4 号・28年24号〕

（委任）

第 2 条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

一部改正〔平成27年門真市条例 4 号〕

別表（第 1 条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務
門真市公立園最適化検討委員会	門真市立保育所、認定こども園及び幼稚園の最適化についての調査審議に関する事務